

# 居宅介護支援重要事項説明書

(令和 年 月 日現在)

## 1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5316-3991

FAX 03-5316-3993

担当 濱野尚子 藤倉藤江 野口博子

柏葉映子 中村香織

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の名称等

法人名 有限会社 浜野ライフ

事業所名 ベルケア

所在地 東京都杉並区浜田山1-24-20

ラセイム新美I-111号室

介護保険指定番号 1371502954

サービス提供地域 杉並区・世田谷区・中野区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 同事業所の職員体制

管理者（兼務） 1名

介護支援専門員 5名

事務職員（兼務） 1名

### (3) サービス提供時間

・営業日 月曜日～金曜日

(12月30日～1月3日を除く)

・営業時間 9:00～18:00

※24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じてご利用者の相談に対応する体制を確保しております。

## 3. 事業の目的・運営方針

### (1) 事業の目的

要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅サービス計画を提供することを目的とする。

### (2) 運営方針

介護保険法令を遵守し、常に公正中立な居宅介護支援を

提供するとともに、利用者様の心身の状況、その置かれている環境等、又その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を行う。

#### 4. 提供する居宅介護支援サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 居宅サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供
- (3) 担当者会議の開催
- (4) サービス実施状況の把握・居宅サービス計画の評価
- (5) 給付管理
- (6) 相談業務
- (7) 医療との連携・主治医への連絡
- (8) 財産管理・権利擁護等への対応
- (9) 居宅サービス計画の変更
- (10) 要介護認定等にかかわる申請の援助
- (11) サービス提供記録の閲覧
- (12) 介護支援専門員の変更
- (13) 訪問回数を目安

概ね1ヶ月に1回程度、介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し状況の把握等を行います。

#### 5. サービスの利用料及び利用者負担

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定(単位数)は次のとおりです。

##### (1) 居宅介護支援費 I

###### ①居宅介護支援(i)

<介護支援専門員1人当の取扱件数が45件未満である場合>

要介護1・2 1,086 単位

要介護3・4・5 1,411 単位

###### ②居宅介護支援(ii)

<介護支援専門員1人当の取扱件数が45件以上の場合に  
おいて45件以上60件未満の部分>

要介護1・2 544 単位

要介護3・4・5 704 単位

###### ③居宅介護支援(iii)

<介護支援専門員1人当の取扱件数が60件以上の場合に  
おいて60件以上の部分>

要介護 1・2	326 単位
要介護 3・4・5	422 単位

(2) その他の加算費

<初回加算>	300 単位
<特定事業所加算Ⅰ>	519 単位
<特定事業所加算Ⅱ>	421 単位
<特定事業所加算Ⅲ>	323 単位
<特定事業所加算 A>	114 単位
<通院時情報連携加算>	50 単位
<入院時情報連携加算Ⅰ>	250 単位
<入院時情報連携加算Ⅱ>	200 単位
<退院・退所加算>	450 単位
<緊急時等居宅ケアフェリス加算>	200 単位

地域加算として上記(1)(2)の基本料金に11.40%が割増加算されます。

原則として、(1)(2)の費用については、利用者からは徴収いたしません。

但し、通常のサービス提供の実施地域を越える地域に訪問し、又は出張する必要がある場合には、その旅費(実費)に対する支払いが必要となります。

- (3) 利用者が、契約書第12条本文により契約を解除し、事業者が本状本文による利用料の法定代理受領ができない場合には、利用者に上記(1)及び(2)の記載料金を請求することができます。

## 6. 居宅介護支援の申込及びサービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込みください。当社職員がお伺いします。

### (2) 支援の開始にあたって

居宅サービス計画の作成は利用者の希望に基づき作成されるものである為、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

### (3) サービス利用にあたって

- ①居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の指定居

宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公平中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間の訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護が位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合（上位3位まで）等につき別紙にてご紹介します。

また、前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とします。

前期（3月1日から8月末日）

後期（9月1日から2月末日）

②病院又は診療所に入院する必要がある場合は、利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所にお伝え下さい。

#### （4）サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出いただければ、いつでも解約できます。

また、保険者に居宅サービス計画作成依頼の終了届けを提出することにより、いつでも解約できます。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

#### ③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合  
（但し、短期入所の場合を除く）
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合
- ・居宅サービス計画作成依頼の終了届けを保険者に提出された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

#### ④その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様やご家族等が当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

#### 7. プライバシーの保護

当社は、お客様にサービスを提供する上で知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、お客様やその家族に関する情報が含まれる記録物に関しては、厳重な注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

但し、当社がサービスを提供する際にお客様やご家族に関して知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となり、利用する場合がございます。

#### 8. 虐待防止に関する事項

当社は、お客様の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする)を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施します。
- (4) 上記(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とします。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

## 9. 身体的拘束等の適正化

お客様又は他のお客様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のお客様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

## 10. サービス提供中における事故発生時の対応

- (1) 当社は、お客様に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には区市町村、お客様の家族等に連絡し、必要な処置を行います。
- (2) 当社は、お客様に対する指定居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償をすみやかに行います。
- (3) 当社は上記(2)の補償をすみやかに行う為に、東京海上日動火災保険株式会社の損害保険に加入しております。東京海上日動火災保険株式会社の補償規定に従い、誠意を持って行います。

## 11. サービスの苦情相談窓口

### ① 当社お客様相談・苦情担当

担当 濱野尚子 藤倉藤江 野口博子  
柏葉映子 中村香織  
電話 03-5316-3991

### ② その他 当社以外に、在住の区市町村の窓口に相談・苦情等を伝えることができます。

<区市町村> 杉並区役所保健福祉部介護保険課

電話 03-3312-2111 (代表)

世田谷区役所保健福祉部計画調整課

「保健福祉サービス相談改善窓口」

電話 03-5432-1111 (代表)

<国保連> 東京都国民健康保険団体連合会

「介護相談窓口担当係」

電話 03-6238-0177 (直通)

## 1 2. 当社の概要

名称・法人種別 有限会社 浜野ライフ

代表者役職・氏名 取締役 濱野 久次

本社所在地・電話番号

東京都杉並区浜田山1丁目29番11号

電話 03-5316-3991

定款の目的に定めた事業

- (1) 介護保険法による居宅介護サービス事業
- (2) 介護保険法による指定居宅介護支援事業
- (3) 居宅介護要員の養成・指導・紹介及び斡旋事業
- (4) 前各号に付帯する一切の業務

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都杉並区浜田山1丁目24番20号  
ラセイム新美I-111号室

名称 ベルケア

説明者

介護支援専門員

氏名

印

私は、契約書および本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けて同意致しました。

利用者 (住所)

(氏名)

代理人 (住所)

(氏名)